

「IPアドレス割り当て等に関する規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書								
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p>(付 則) <u>20 この規則は、消費税改定に伴い、2017年1月11日に改正され、2017年4月1日より実施する。</u></p>								
<p>別 紙 5. IPアドレス維持料 IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log2(IPv4 アドレスの総数-9)}) + 消費税および地方消費税相当額(単位：円) ・ IPv6 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log2(IPv6 アドレスの/56の個数-23)}) + 消費税および地方消費税相当額(単位：円) <p>注4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。 注5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は <u>54,000円(うち消費税4,000円)</u> とする。 注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>別 紙 5. IPアドレス維持料 IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log2(IPv4 アドレスの総数-9)}) + 消費税および地方消費税相当額(単位：円) ・ IPv6 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3^{log2(IPv6 アドレスの/56の個数-23)}) + 消費税および地方消費税相当額(単位：円) <p>注4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。 注5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は <u>55,000円(うち消費税5,000円)</u> とする。 注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>								
<p>7. IPアドレス移転手数料</p> <table border="1" data-bbox="31 922 965 1126"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料</td> <td>他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき <u>86,400円(うち消費税6,400円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき <u>86,400円(うち消費税6,400円)</u>	<p>7. IPアドレス移転手数料</p> <table border="1" data-bbox="1088 922 2022 1126"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料</td> <td>他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき <u>88,000円(うち消費税8,000円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき <u>88,000円(うち消費税8,000円)</u>
課金種別	費用								
移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき <u>86,400円(うち消費税6,400円)</u>								
課金種別	費用								
移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき <u>88,000円(うち消費税8,000円)</u>								